

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和2年 1月27日作成)

法令名	北海道立青少年体験活動支援施設条例
根拠条項	第10条
処分の概要	利用承認の取消し
法令の定め	指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用承認を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。 (1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。 (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第7条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。 (3) 第7条第2項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件に違反したとき。
処分基準	北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル砂川 (電話番号：0125-53-2246) 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル深川 (電話番号：0164-25-2059) 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル森 (電話番号：01374-5-2110) 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル北見 (電話番号：0152-54-2584) 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄 (電話番号：0156-25-6111) 北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル厚岸 (電話番号：0153-52-1151)
処分担当課	同上 (電話番号：)
問い合わせ先	同上 (電話番号：)
備考	(公表アドレス： http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssg/shitei/shinsakizyunichiran.htm) 処分をするかどうかを判断するために必要とされる基準が、法令の定めにおいて具体的に規定されているため、審査基準を設定しない(北海道立青少年体験活動支援施設条例第10条)